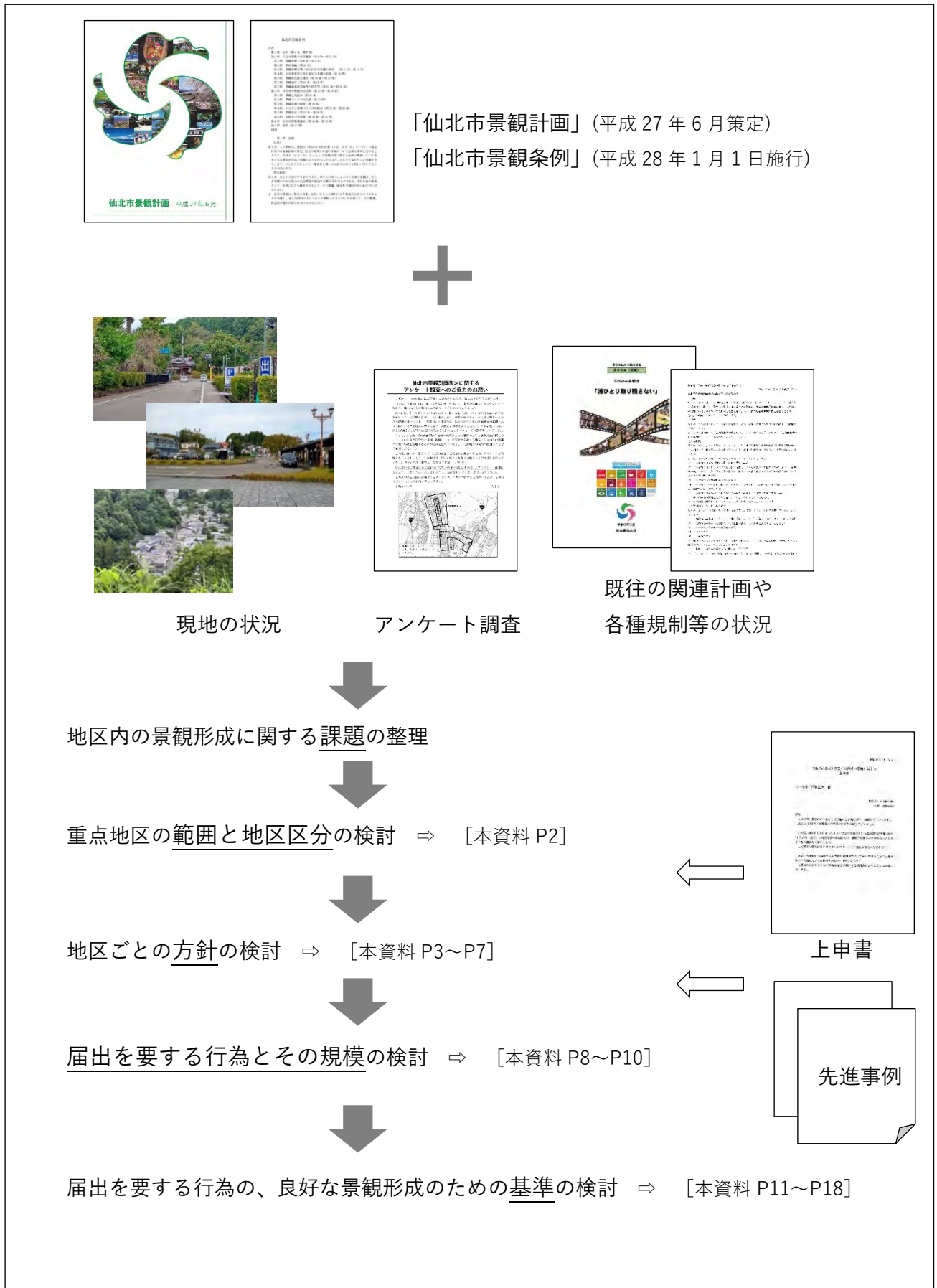


重点地区「角館」の良好な景観形成に  
関する事項等（素案）

# 1. 方針等の検討について

重点地区における各種事項の検討は、以下のように進めました。



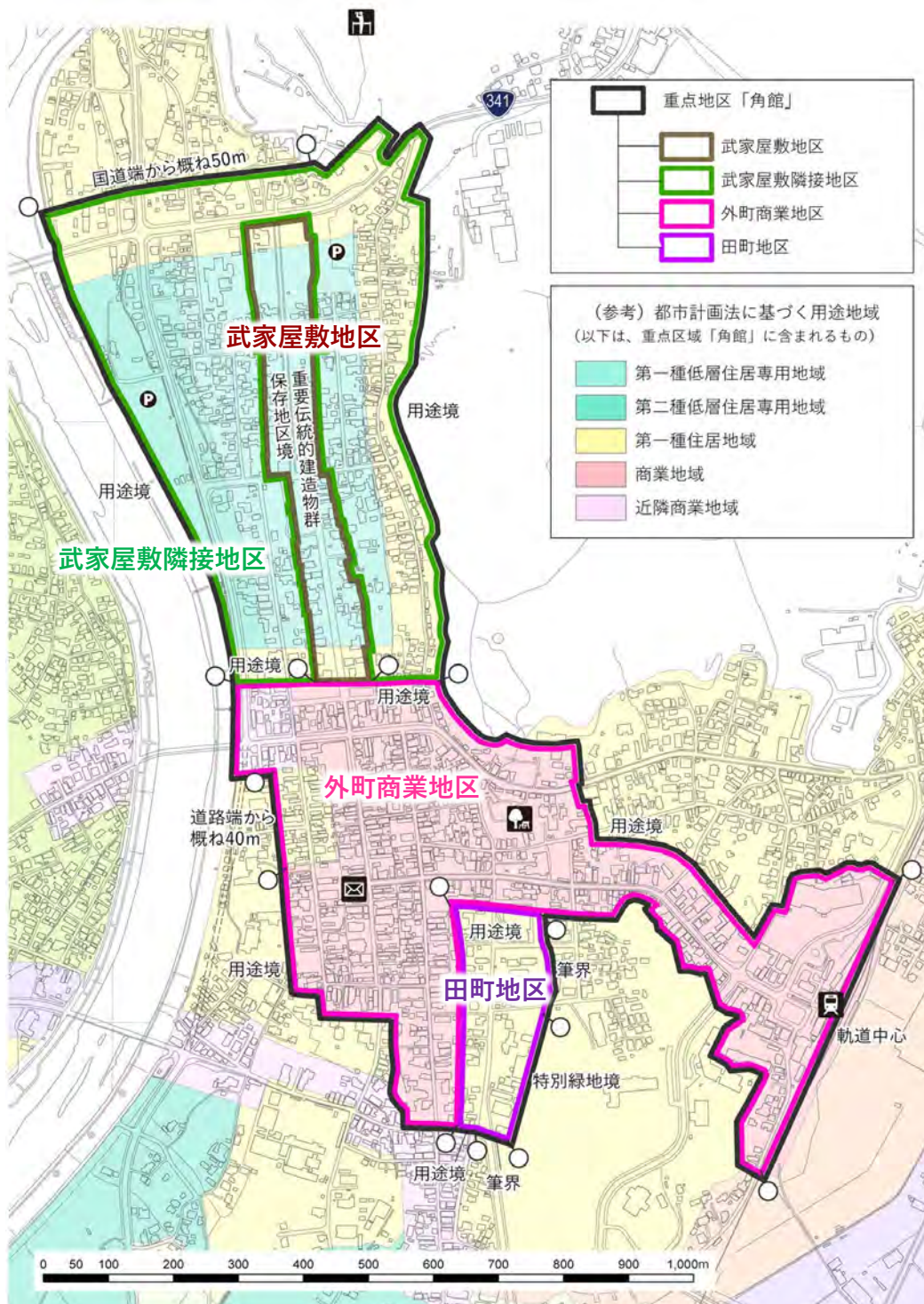
## 2. 重点地区「角館」の良好な景観形成に関する方針（素案）

（景観法第8条第2項第2号関係）

武家屋敷を擁する地区としてふさわしい良好な景観を形成していくため、角館地域の一部を「重点地区」に設定します。この重点地区について、更に地区を区分した上で、景観形成方針を定めます。

これらの方針は、「仙北市景観計画」（平成27年6月策定）の内容を踏襲し、整合を図ったものとしています。

なお、重要伝統的建造物群保存地区「仙北市角館」も重点地区に含まれますが、主に文化財保護法や「仙北市角館伝統的建造物群保存地区保存条例」、同「保存計画」と本計画との連携により、その景観を保存、継承していきます。



## (1) 重点地区「角館」全体

### ①地域の範囲

対象字名（全部または一部）：

鶉ノ崎、北野、川原町、川原町後、古城山、細越町、山根町、表町上丁、表町下丁、裏町、歩行町、小人町、東勝楽丁、花場下、大風呂、横町、花場、七日町、西勝楽町、中町、下中町、上新町、岩瀬町、下新町、田町上丁、田町下丁、竹原町、水ノ目沢、中菅沢、上菅沢



### ②重点地区「角館」全体に共通する良好な景観の形成に関する方針

- 景観の向上には長い期間がかかり、また、住民や事業者の協力が不可欠です。そのため、仙北市景観計画の目標や、それを実現するための方針等について住民へさらに周知し、理解と協力を得ていきます。
- 生活環境や観光面、地域活力等にも良い波及効果が期待できるような景観の維持・向上を目指します。
- 道路および沿道環境などは、行政だけでなく住民の協力を得ながら、安全性を確保しつつ魅力的な景観を創出していきます。
- 自動販売機やのぼり旗、再生可能エネルギー関連設備などについては、経済・景観・生活面なども考慮に入れながら、設置等について適切な誘導に努めます。
- 空家等は、他の法令や計画と連携し、所有者への働きかけ等を行うとともに、優れた景観への誘導と意識の醸成を行います。
- さらに、空地及び空家がその景観を著しく損なっていたり、周辺への悪影響が認められた場合は、市長は、当該空地及び空家の所有者、管理者又は占有者に対し、景観形成に配慮した管理又は利用を図るよう要請を行います。（仙北市景観条例第18条）

## (2) 武家屋敷地区

### ①地区の範囲

重要伝統的建造物群保存地区「仙北市角館」



### ②地区の概要

- ・ 武家町の風情が非常に美しく保全・継承されており、広い道路の両側に連続する黒板塀による統一感や、枝垂れ桜等による四季の移ろいなどが感じられます。
- ・ 本市だけでなく、秋田県や東北を代表する観光地として親しまれています。

### ③武家屋敷地区の良好な景観の形成に関する方針

- ・引き続き、仙北市角館伝統的建造物群保存地区保存条例や保存計画等と連携し、唯一無二の資産「仙北市角館」を確実に保全、継承していきます。
- ・重要な景観要素である樹木等については、枝葉からの冬季間の落雪などによる歩行への支障が生じないように、保存計画の内容（※）を周知するなど、所有者等への働きかけを継続して実施します。
- ・地区内の屋外広告物についても、出店者や事業者等に対し、保存計画の内容（※）を周知するなどして、武家屋敷としての沿道景観を保全していきます。

※仙北市角館伝統的建造物群保存地区保存計画における内容

#### 【環境物件】

景観上の特徴である伝統的建造物内の樹木や庭木については、定期的に剪定等の管理を行い、庭木全体の調和ある美しさを保つように努める。また、樹木の生長とともに不整形な枝張りによる道路等への落枝や落雪等の事故が生じないように安全確保に十分配慮する。

伝統的建造物以外の敷地内においても、保存地区としての一体的な修景を図るため、努めて道路際の緑化を図り、十分に管理を行い、美しい樹形の維持に努める。

#### 【屋外広告物その他】（抜粋）

本来住宅地としての保存地区では、道路に面して屋外に掲示する広告物や標識は禁止すべきものであり、一定の範囲で許可されたものみの掲示とする。

特に、伝統的建造物群の雰囲気を損なう外壁や建造物に設置する営業用の看板、立て看板等は設置しないものとする。ただし、伝統的建造物群の案内表示や安全管理、誘導標識等については、審議会等の合意を経た統一的な意匠の範囲で設置するものとする。

伝統的建造物以外の建造物においても現行、店舗営業等により道路に建物が直接面している場合は、外壁となる板塀や生垣・柴垣等の設置により最小限の開口部に変更し、板塀等には看板を設置しないこととする。

### (3) 武家屋敷隣接地区

#### ①地区の範囲

火除けから北側の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域の一部（国道 341 号から北側に概ね 50 メートルの範囲）



#### ②地区の概要

- ・ 武家屋敷地区を取り囲むように配置された旧武家町（「内町：うちまち」）です。町が造られた元和 6（1620）年以来、町の形は道路の幅から曲がり角ひとつまで、その成り立ちを残したままとなっています。
- ・ 多くの景観・観光資源のほか一般住宅も多い地区ですが、各戸に生垣や塀がめぐらされるなど、武家屋敷に隣接する地区としての配慮が随所に感じられます。
- ・ 地区東側の山根通りは古い建物が残る静かな通りで、北側の国道 341 号沿道は店舗等が立ち並び、西側の都市計画道路からは桧木内川の桜並木が一望できます。

#### ③武家屋敷隣接地区の良好な景観の形成に関する方針

- ・ 当地区は武家屋敷の表通りに隣接するかつての武家居住区で、武家屋敷景観や桜並木の背景という役割もあることから、屋根の形状を含めた建築物等の意匠形態、垣や柵等の形態等を現状より強化することで、景観を保全・向上していきます。
- ・ 日常生活や経済活動への過度な負担を避けつつ、居住環境の向上、利便性や賑わい、観光振興の下支えとなるような景観形成を目指します。
- ・ 武家屋敷地区との役割分担による共存を図れるような、魅力的な景観づくりを誘導します。

## (4) 外町商業地区

### ①地区の範囲

角館駅から西側の商業地域及び近隣商業地域、第一種住居地域の一部



### ②地区の概要

- ・「火除け（ひよけ）」から角館駅までの、かつての商人・町人の町（「外町：とまち」）です。武家屋敷が立ち並ぶ「内町」とは対比的に、商家や商店などの町並みが続きます。
- ・景観形成協定により意匠が統一された横町地区や、多くの歴史的な蔵や建造物などを擁し、角館駅をはじめとした近年建築されたものでも武家町を思わせる意匠の建物も点在しています。
- ・「火除け」はかつての防火広場で、城下町の歴史を伝える文化遺産です。この火除けの広場を境に、北側の内町と南側の外町で景観が大きく変わります。現在、復元・活用計画の検討が進められています。

### ③外町商業地区の良好な景観の形成に関する方針

- ・日常生活や経済活動への過度な負担を避けつつ、居住環境の向上、利便性や賑わい、観光振興の下支えとなるような景観形成を目指します。
- ・角館駅から武家屋敷への沿道景観の魅力を向上させることで、重点地区内の新たな人の流れを創出していきます。
- ・店頭のものぼり旗などについては、歩行や景観の支障にならないような設置位置や意匠となるよう、配慮を促します
- ・建築物などの意匠形態等の規制を現在より強化することで、外町としての統一感や一体感があるような景観形成を目指します。
- ・火除けについては復元・活用計画に基づき、歴史的価値を周知、継承していきます。
- ・主要な景観資源である火除けや角館駅舎周辺では特段の配慮を求めるなどして、これらを起点とした景観の向上を図ります。

## (5) 田町地区

### ①地区の範囲

田町の武家屋敷を擁する地区



### ②地区の概要

- ・田町武家屋敷は秋田藩主佐竹氏直臣の家臣団が住んでいたところで、その一員であった「西宮家」は今も現存し、当地区の代表的な歴史・景観資源となっています。
- ・板塀などが断続的に配置された静かな通りで、敷地内の巨木が地区を守るように立ち並び、圧巻の景観を形成しています。

### ③田町地区の良好な景観の形成に関する方針

- ・日常生活や経済活動への過度な負担を避けつつ、利便性や賑わい、観光振興の下支えとなるような景観形成を目指します。
- ・地区の魅力向上と情報発信の強化により、重点地区内の新たな人の流れを創出していきます。
- ・建築物などの意匠形態等の規制強化や道路沿道への黒板塀の設置などにより、武家町としての雰囲気や観光資源としての魅力を向上していきます。
- ・武家屋敷地区との役割分担による共存を図れるような、魅力的な景観づくりを誘導します。



### 3. 重点地区「角館」の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（素案）

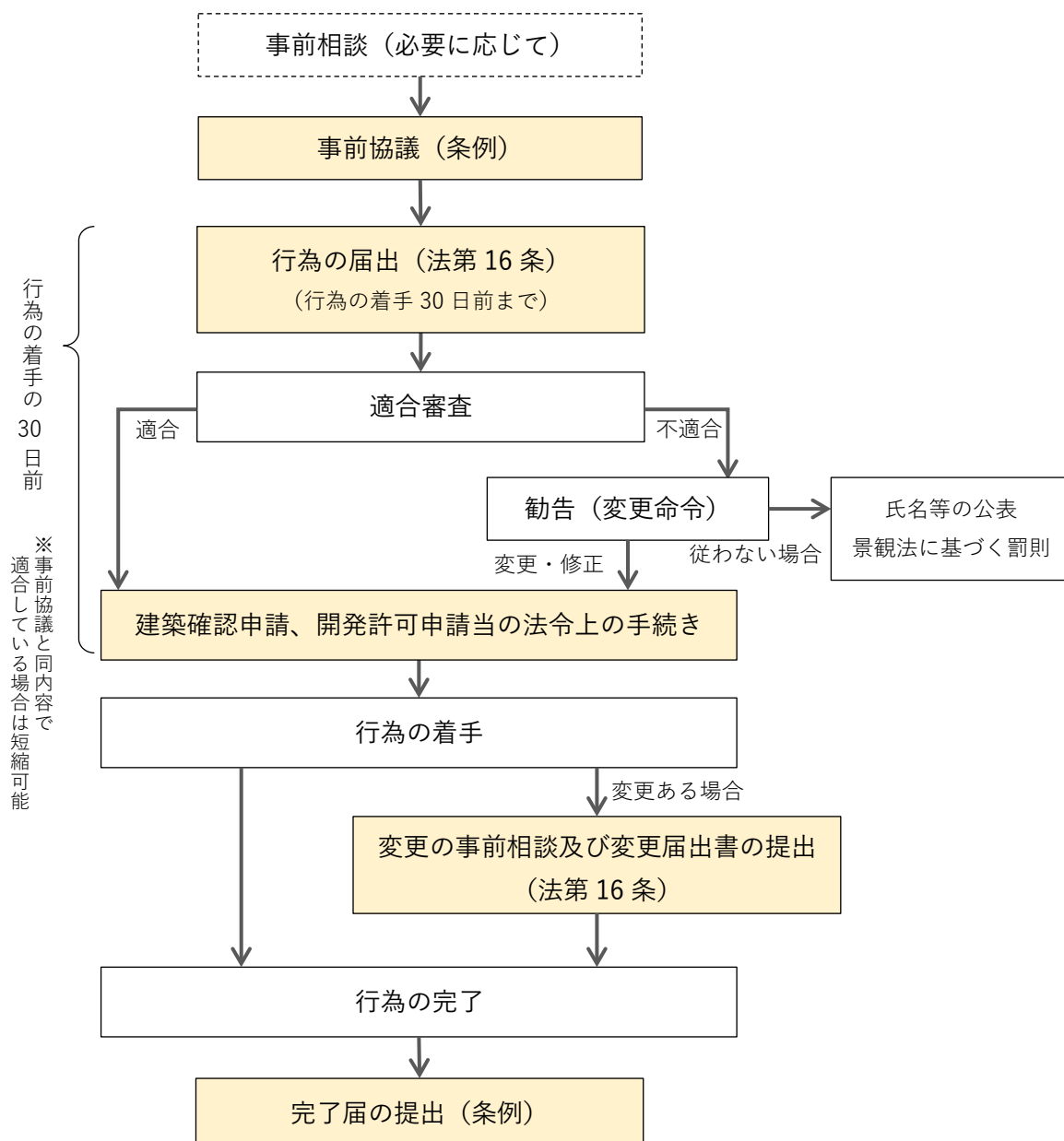
#### (1) 届出の手続き

(景観法第8条第2項第3号関係)

現在、景観計画区域内（市全域です）において、景観に大きな影響を与えることになる一定規模以上の大規模な行為＝「届出対象行為」には、行為の着手前の市への届出が義務付けられています。

市長は、届出の内容が景観形成方針や景観形成基準に適合しないと判断した場合、協議や指導・勧告、変更命令等を行い、良好な景観形成に資するよう指導します。

なお、重点地区「角館」においても、手続きのフローは現在と変わらず運用していきます。



## (2) 届出対象行為【重点地区「角館」】

---

重点地区内における、規定した規模以上の行為は、行為の着手の30日前までに市に届出し、次項に示す「景観形成基準」に適合しているか、審査を受けなければなりません。

届出対象行為は、その「規定した規模」を定めたものです。

なお、重要伝統的建造物群保存地区である「武家屋敷地区」で行われる行為は、仙北市景観条例の規定により、届出の対象外となります。当地区は、仙北市角館伝統的建造物群保存地区保存条例や仙北市角館伝統的建造物群保存地区保存計画等との連携により、その景観を保存・継承していきます。

届出を要しない行為（詳しくは、市の担当部署にご確認ください。）

- 地盤面下又は水面下における行為
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令第八条に掲げる行為等

## 重点地区「角館」の届出対象行為（素案）

※表中の赤文字：現行計画から変更した箇所

行為		届出対象	
建築物※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築若しくは移転</li> <li>・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</li> </ul>	<p>延べ面積 10 m<sup>2</sup>を超えるもの (増築または改築後においてこの規模を超えるものを含む。)</p> <p>(1) 外観の変更を伴わない塗替えや補修は、原則、届出は不要。ただし、既存の外壁色が重点地区の景観形成基準に適合していない建築物を同じ色に塗直す場合には、届出を要する。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○門、塀、さく、垣類</li> <li>○擁壁</li> </ul>	高さが 1.5m を超えるもの
工作物※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築若しくは移転</li> <li>・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○煙突、排気塔類</li> <li>○高架水槽、サイロ、物見塔類</li> <li>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔類</li> <li>○装飾塔、記念碑類</li> <li>○冷却塔、パラポラアンテナ類</li> <li>○アーチ、アーケード類</li> </ul>	高さが 5m を超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする。)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄筋コンクリート柱、金属柱、木柱類</li> <li>○電線路等の支持物</li> </ul>	高さ 5m を超えるもの
		○電波塔、物見塔、風車等	高さ 10m を超えるもの
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光等発電施設 (自家用)</li> <li>○観覧車等の遊戯施設類</li> <li>○コンクリートプラント等の製造施設類</li> <li>○立体駐車場</li> <li>○石油・ガス等の貯蔵施設</li> <li>○ごみ処理・し尿処理施設類</li> <li>○高架道路、橋梁、歩道橋類</li> </ul>	高さ 10m 又は築造面積 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
		○自動販売機	全ての規模
		○自家用以外の太陽光発電施設	全ての規模
		<p>(1) 外観の変更が伴わない塗替えや補修は、原則、届出は不要。ただし、既存の外壁色が重点地区の景観形成基準に適合していない工作物を同じ色に塗り直す場合には、届出を要する。</p> <p>(2) 既存建築物の屋上に設置する避雷針、アンテナ類で、設置部分からの高さが 1.5m 以下のもの。</p>	
		開発行為	面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの又は規模が高さ 1.5m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 1.5m 又は面積 50 m <sup>2</sup> を超えるもの		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの又は規模が高さ 1.5m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの		

※建築物と工作物に係る行為は、現行計画に引き続き、特定届出対象行為とします。

特定届出対象行為に指定された行為は、形態や色彩等（形態意匠）の基準に適合しない届出があった場合には変更命令を受ける場合がある等、ほかの届出対象行為より厳しい制限が課されます。

### (3) 景観形成基準【重点地区「角館」】

「景観形成基準」とは、届出対象行為に対して定めた、形態又は色彩その他の意匠の制限や位置・配置などの行為の制限の基準のことです。

前項で定めた「重点地区『角館』の良好な景観形成に関する方針」を実現するため、基準を以下のように定めます。

届出対象行為【重点地区「角館」】に該当する行為は、この景観形成基準に適合するものであることが必要です。

#### 重点地区「角館」の景観形成基準（素案）

※表中の赤文字：現行計画から強化・追加・変更した箇所

##### ①建築物・工作物（1/4）

	隣接地区（素案）	田町地区（素案）	外町商業地区（素案）
位置・配置	1) 周辺の景観と調和した配置に努めること。 2) 地区内の歴史的建造物等の保存に努めるとともに、 <b>近接する歴史・文化的景観</b> に配慮した位置とすること。 3) 街並みの連続性を阻害することがないように、隣接する建築物と低層部の軒高をあわせるとともに、周囲の建築物の壁面位置や配置などを揃えること。 4) 樹容又は樹勢が優れた樹木などが敷地内にある場合は、これらの樹木等を活かした配置とすること。 5) <b>従来の地形やまちの形態の改変は最小限に留めること。</b>		
規模・高さ	6) 周辺の歴史的建造物と調和し、 <b>歴史的景観を阻害することのないような高さ及び規模とすること。</b>		7) 周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努めること。

①建築物・工作物（2/4）

	隣接地区（素案）	田町地区（素案）	外町商業地区（素案）
形態・ 意匠・素材	<p>8) 角館地域の風土や気候にふさわしく、また、歴史や伝統に配慮した意匠、形態とするよう努めること。</p> <p>9) 道路や鉄道からの眺めに配慮するとともに、交差点に面する場合は、角地の見通しに配慮した配置・形態・意匠とすること。</p> <p>10) 周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とすること。</p> <p>11) 道路に面して2階建てとする場合は2階部分の壁面を1階よりセットバック（後退）するよう努めること。</p> <p>12) 長大な壁面を設ける場合には、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減すること。</p> <p>13) ベランダ、バルコニー等を建築物本体と調和させることを含め、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。</p> <p>14) 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。</p> <p>15) 太陽光パネル等（自家用）を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとする。</p> <p>16) 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置は避け、やむを得ず設置する場合は、集約化し、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物とデザインを一本化し、建築物及び武家屋敷を擁する地区としての景観との調和に努めること。</p> <p>17) 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努めること。</p>		
	<p>18) 武家屋敷のある町にふさわしい風格と落ち着いた景観を創出するような意匠・色彩、建築素材の採用等に配慮すること。</p> <p>19) 外壁は自然系素材（木材、左官塗材、レンガ積み、石積み、それらを擬した材料）を採用すること。</p> <p>20) 屋根は3寸以上の勾配付きの屋根とすること。また、軒やひさしを出すよう努めること。</p>	<p>21) 当地区は角館駅から武家屋敷地区につながるため、低層部は賑わいの創造に配慮した用途とするとともに、武家屋敷の雰囲気や情緒ある通りの賑わいや風情の演出に資する外観とするよう努めること。</p> <p>22) 外町、商業地区にふさわしく商家らしい風格と落ち着いた景観になるような建築素材を採用すること。</p> <p>23) 外壁は素材を問わないが、低層部の外壁等の仕上げには、石や木などの素材感のある材料の使用に努めるとともに、特に道路等の公共空間から見通すことのできる外壁は、長く親しまれ、品位のある意匠となるように配慮すること。</p> <p>24) 屋根はできるだけ勾配屋根とし、軒やひさしを出すよう努めること。</p>	

①建築物・工作物（3/4）

	隣接地区（素案）	田町地区（素案）	外町商業地区（素案）
色彩	<p>25) 武家屋敷などの歴史的景観資源に近接する場合は、特に周辺からの見え方に配慮し、歴史的風情等を阻害しないよう、色彩基準に適合させること。</p> <p>26) 壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、見付け面積の1/5未満とし、色の多用は避け、周囲の色彩との調和に十分留意して落ち着いたものとする。</p> <p>27) 建築設備等の色彩は、建築物本体及び歴史的景観との調和を図ったものとする。</p> <p>28) 工作物の色彩は、落ち着いた色彩で歴史的景観及び建築物と調和が図られたものとする。</p>		
	<p>29) 屋根の色彩は黒、濃茶とすること。</p> <p>30) 外壁の色彩は白色、黒色、濃茶系、ベージュ系、グレー系とし、光沢のあるものではないこと。</p> <p>31) 自動販売機の外装部の色彩は、原則として濃茶系とすること。ただし、格子等の目隠し修景を行った場合は、その限りではない。また、夜間の光量を抑えるよう配慮すること。</p>		<p>32) 屋根の色彩は黒色、濃茶系を基本とすること。</p> <p>33) 外壁の色彩は現行の市街地系景観で定めた各色相において、すべて彩度2以下とすること。</p> <p>34) 自動販売機は、落ち着いた色合いにするか、格子等の目隠し修景に努めること。また、夜間の光量を抑えるよう配慮すること。</p>
遮へい又は敷地の緑化	<p>35) 敷地の接道部では、沿道の街並みや緑の連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して、塀、柵、生垣及び植栽などを工夫すること。</p> <p>36) 工作物の足元を植栽で囲うなど、歩行者や周辺への影響の軽減を図ること。</p> <p>37) 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合は出来る限り保存、又は移植により、修景に活かすように努めること。</p>		
	<p>38) 道路等の公共空間に面する前面敷地については、樹木の高さ及び位置、武家屋敷地区からの見え方等に配慮しながら、敷地の緑化や植栽に努めること。</p>	<p>39) 道路等の公共空間に面する前面敷地については、既存樹木や地被植物等の組み合わせにより、歴史・文化景観の創出に効果的な植栽に努めること。</p>	
	<p>40) 道路および隣地境界に囲障を設ける場合はできるだけ生け垣、木塀とし、連続性を確保すること。やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、色味の工夫や板塀に似せるなどの配慮をすること。ただし、道路に面するもので機能上やむを得ない場合を除く。</p>	<p>41) 道路および隣地境界に囲障を設ける場合はできるだけ黒板塀とし、周辺との連続性を確保すること。ただし、道路に面するもので機能上やむを得ない場合を除く。</p>	<p>42) 道路および隣地境界に囲障を設ける場合はできるだけ生垣、木塀とし、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。ただし、道路に面するもので機能上やむを得ない場合を除く。</p>

①建築物・工作物（4/4）

	隣接地区（素案）	田町地区（素案）	外町商業地区（素案）
その他	<p>43) 自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、<b>板塀や植栽</b>で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させること。</p> <p>44) 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は避けること。</p> <p>45) 擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低くおさえ、その仕上げや上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に努めること。</p> <p>46) 工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮すること。</p> <p>47) 自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、単体として周囲から突出しないよう工夫すること。</p> <p>48) <b>店頭などののぼり旗等については、歩行や景観の支障とならないよう、設置位置や意匠に可能な限り配慮すること。</b></p> <p>49) <b>風車は、原則設置しない。</b></p> <p>50) <b>自家用以外の太陽光発電施設は、原則設置しない。</b></p>		
	<p>51) <b>駐車スペース、車庫は出来るだけ建物と一体化すること。また、道路に面して出入口を設ける場合は、町並みに調和する素材色彩の扉や引き戸を設けるよう努めること。</b></p>	<p>52) <b>駐車スペースは町並みの連続性を維持できるよう配慮すること。</b></p>	

## ②開発行為

	重点地区「角館」(素案)
土地の形状	<p>53) 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。</p> <p>54) 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わない。</p>
土地の緑化	<p>55) 行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は生垣等とするよう努める。</p> <p>56) 樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできるだけ保存し又は移植によって修景に活かすよう努める。</p> <p>57) 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。</p> <p>58) 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。</p>
法面の外観	<p>59) 長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮する。</p> <p>60) 法面はできる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。</p> <p>61) 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。</p> <p>62) 擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとする。また、前面の緑化や自然石の使用、化粧型枠による修景など、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。</p>
その他	<p>63) 調整池の建設、埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堰堤等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。</p> <p>64) 行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。</p>

## ③物件の堆積

	重点地区「角館」(素案)
貯蔵又は集積の方法	<p>65) 周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低くおさえ、整然と行う。</p> <p>66) 主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、集積又は貯蔵の位置及び方法を工夫する。</p>
遮へい	<p>67) 行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくする。</p> <p>68) 行為地の周囲への樹木の植栽、塀や囲い等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観と調和させる。</p> <p>69) 遮へいに伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。</p>



④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

重点地区「角館」(素案)	
遮へい	<p>70) 行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくする。</p> <p>71) 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずる。</p>
跡地の形状	<p>72) 長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。</p> <p>73) 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。</p> <p>74) 周辺の自然植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。</p> <p>75) 擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとする。また、前面の緑化や自然石の使用、化粧型枠による修景など、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。</p>
跡地の緑化	<p>76) 行為地内の竹木は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等より緑化すること。</p> <p>77) 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。</p> <p>78) 緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。</p>
その他	<p>79) 主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫する。</p> <p>80) 行為地内に優れた景観を形成している樹林がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。</p>

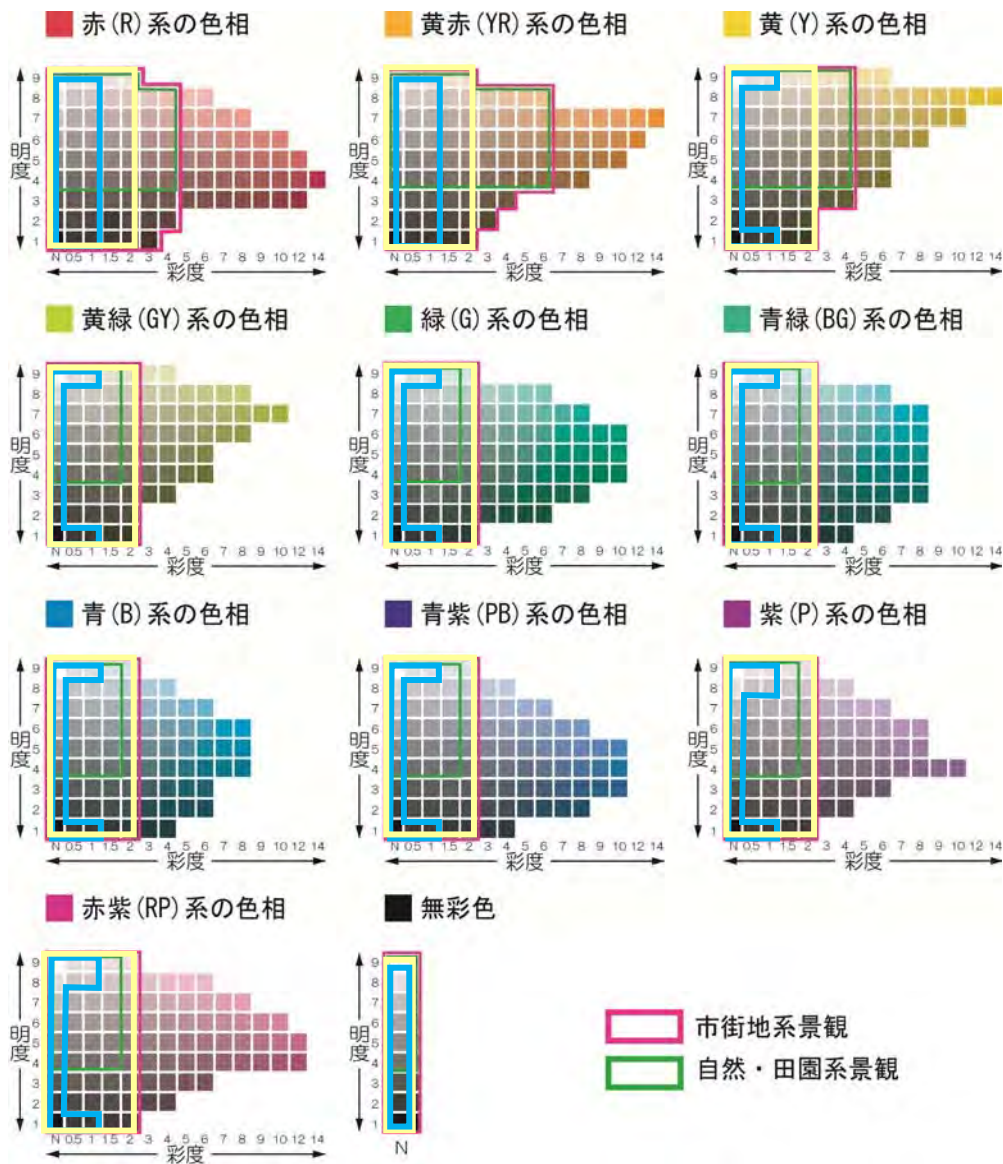
別表：重点地区「角館」の色彩基準（素案）

景観形成基準【重点地区】で定める壁面及び屋根の色彩基準について、色相断面図を用いて以下に示します。

1) 壁面の色彩基準

色相	武家屋敷隣接地区 田町地区		外町商業	
	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R)	9 以下	1 以下	9 以下	2 以下
黄赤 (YR)	9 以下	2 以下	9 以下	2 以下
黄 (Y) ~ 青紫 (PB)	9、1	1、0.5、N	9 以下	2 以下
紫 (P) ~ 赤紫 (RP)	8、9、1	1、0.5、N	9 以下	2 以下
無彩色 (N)	9 以下	—	—	—

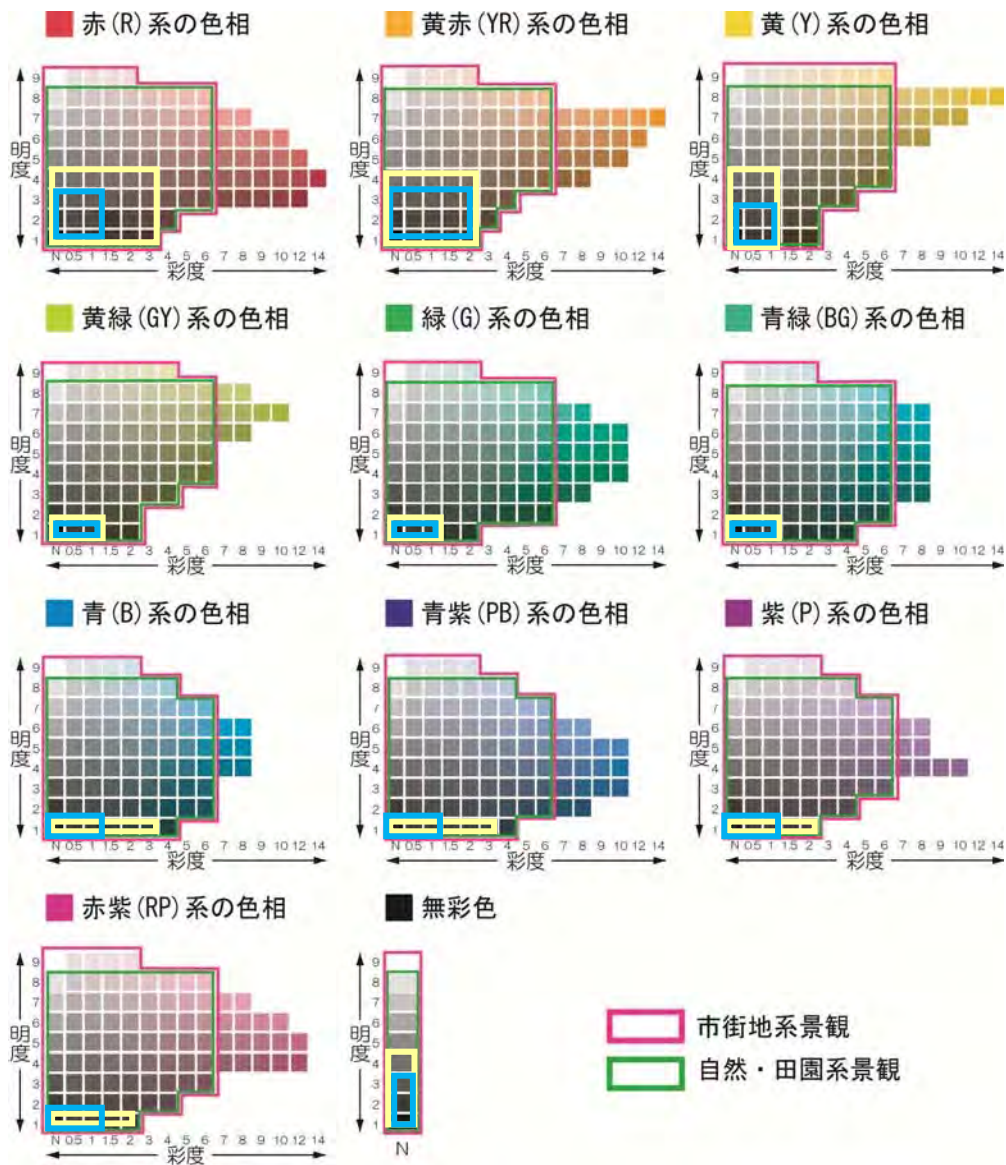
(マンセル表色系による)



※印刷のため、実際の色彩とは若干異なります。

2) 屋根の色彩基準

色相	武家屋敷隣接地区 田町地区		外町商業	
	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R)	3 以下	1 以下	4 以下	1 以下
黄赤 (YR)	3 以下	2 以下	4 以下	2 以下
黄 (Y)	2 以下	1 以下	4 以下	1 以下
黄緑 (GY) ~ 青緑 (GB)	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
青 (B) ~ 青紫 (PB)	1 以下	1 以下	1 以下	3 以下
紫 (P) ~ 赤紫 (RP)	1 以下	1 以下	1 以下	2 以下
無彩色 (N)	3 以下	—	3 以下	—



※印刷のため、実際の色彩とは若干異なります。